

2025年2月吉日
公益財団法人日本水泳連盟

«国際交流事業承認申請方法について»

競技会及び海外交流規則「第17条」に基づき、国外で行われる競技会等に出場する場合は、下記の手順に従い、参加申込締め切りの60日前までに、競技者の所属する加盟団体（都道府県水泳連盟・協会または学生委員会支部）を通じて、本連盟の承認を受ける必要があります。添付の「国際交流事業承認申請書」にご記入の上、所属する加盟団体までご提出ください。日本水泳連盟に申請書が到着後、承認された場合、相手国へ送付した競技者登録証明書の控えと発行手数料の請求書を請求先住所へ郵送いたします。

※60日前までに提出が無い場合、競技者登録証明書の発行が間に合わない場合がございます。

※競技者登録証明書発行手数料は、承認後送付される請求書に基づきお支払いください。

※競泳競技の派遣事業終了後は、2週間以内に指定の様式(Excel)を利用し記録をご報告ください。

